

東山スキー場

(所在地:和寒町字日ノ出 49 番地)



北海道の上川北部の雪質は日本トップクラスの上質なパウダースノーとなっており、この和寒町にもその上質なパウダースノーを楽しめる「東山スキー場」があります。

東山スキー場は、リフトを2基（内1基はペアリフト）、夜間照明、ロッジを完備し、平均斜度は18度、最高斜度は25度、全長1,000mの林間コースなど多様なコースを用意しており、コンパクトながら初心者から上級者までが十分に楽しむことができるスキー場となっております。



スキー場ロッジ



ナイター照明



頂上からの景色

設 備	リフト2基（第1リフトはペア）、夜間照明（第1リフト） スキー場ロッジ 607 m ² 、少年団ロッジ 225 m ²
来 歴	昭和44年開設 昭和56年 第2リフト増設 平成5年 第1リフトをペアリフトに整備 平成12年スキー場ロッジ建て替え
利用期間	12月上旬～3月下旬
利用時間	午前10時～午後9時（一部期間を除く）
利 用 料	「施設利用料一覧」参照（P43）

和寒小学校

(所在地：和寒町字北町)



前身は剣淵尋常高等小学校和寒教授場で、後に和寒簡易教育所と改称されました。同時期に元剣淵兵村建物被服倉庫を譲り受け、校舎を新築し竣工移転しました。

その後、和寒尋常高等小学校への改称、50周年式典の開催、体育館改築、不燃性鉄筋コンクリート校舎建設と、永い年月を経て様々な変化を遂げてきました。また、平成20年に現校舎の改築に着手、翌平成21年に完成しました。

現在では「健康で豊かな心をもち実践する子の育成 なかよく(徳) かしこく(知) たくましく(意体)」を教育目標にし、教育目標達成の一環としてわっとさむプロジェクトの取り組みを行っています。

- わ わかる授業で基礎・基本の学力をつけます。
- つ つながり大切にします。
- と とともに豊かな心を育てます。
- さ さわやかな学校づくりをします。
- む むずかしいことに挑戦する態度を育てます。

施設概要	建築面積	校舎	2,761 m ²
		体育館	963 m ²
来歴	明治37年	剣淵尋常高等小学校和寒教授場開設	
	明治38年	和寒簡易教育所へ改称 校舎新築移転	
	大正2年	和寒尋常高等小学校へ改称	
	昭和30年	50周年式典開催	
	昭和33年	体育館改築	
	昭和39年	不燃性鉄筋コンクリート校舎完成	
	昭和44年	塩狩小学校統合	昭和45年 朝日小学校統合
	昭和46年	東陵小学校統合	昭和51年 東和小学校統合
	平成15年	大成小学校、西和小学校統合	
	平成16年	三和小学校統合	
	平成17年	中和小学校、北原小学校統合	
		100周年記念式典	
	平成21年	校舎改築完成	

和寒中学校

(所在地：和寒町字日ノ出)



和寒中学校は新学制の実施により松岡に設置されましたが、平成 23 年度に中学校を旧和寒高校の場所に移転しました。中学校の沿革は当時、原則として一村一校となっていました。通学が不可能であった東和・西和にも永久的に分校を設置することになりました。その後、昭和 47 年に新築工事に着手、落成式も行い新しい校舎に生まれ変わりました。

東和・西和の各分校も東和中学校・西和中学校として独立しましたが、時代の著しい変化に伴い、和寒中学校新築とほぼ時を同じくして統合、和寒中学校は町内唯一の中学校になりました。また、昭和 58 年には第 2 体育館の設置を機に開始した全生徒への体育系部活の参加指導による学校保健体育実践優良校全国表彰の受賞や、50 周年記念式典の開催などもありました。

現在は「新世紀を拓く 心豊かでたくましく生きる人・自ら進んで学ぶ生徒・思いやりの心を持つ生徒 ・ねばり強くやりぬく生徒 ・積極的に体をきたえる生徒」を教育目標に、生徒一人一人の指導にあたっています。また、教育目標の柱である「思いやりの心の育成」の一環として、老人福祉施設の訪問活動、地域イベントや清掃活動に積極的に参加しています。

施設概要	建築面積	校舎 2,934 m ² 体育館 (第 1 体育館 966 m ² 第 2 体育館 310 m ²) 渡廊下 29 m ²
来歴	昭和 22 年	和寒中学校開校・西和分校設置
	昭和 23 年	東和分校設置
	昭和 27 年	東和・西和各分校独立
	昭和 47 年	新築工事着手 (47 普通教室完成 48 特別教室完成 49 体育館完成)
	昭和 49 年	東和・西和統合
	昭和 50 年	落成式
	昭和 58 年	第 2 体育館完成
	平成 5 年	学校保健体育実践優良校全国表彰
	平成 6 年	福祉施設訪問等開始
	平成 9 年	50 周年記念式典
	平成 23 年	校舎移転
	平成 28 年	上川管内教育実践表彰
	平成 29 年	70 周年記念式典

葬斎場

(所在地 和寒町字松岡)



昭和 62 年に葬斎場が建設され、年間 40～50 件の火葬が行われています。火葬には、役場などの火葬許可が必要です。

葬斎場には火葬場と待合棟があり、平成 25 年には葬斎場と待合棟をつなぐバリアフリーの廊下が完成し、雨の日も濡れることなく移動することができるようになりました。

区 分	使 用 料	
	町 民	町民以外
ご遺体一体につき (12 歳以上)	7,500 円	11,200 円
ご遺体一体につき (12 歳未満)	4,000 円	6,000 円
死産一体につき	2,000 円	3,000 円
その他	2,000 円	3,000 円

施設概要 葬斎場 鉄骨平屋 117.09㎡
 待合棟 木造平屋 148.04㎡
 来歴 昭和 62 年建設

墓地（松岡・中和・東和・西和）

松岡・中和・西和・東和の 4ヶ所があり、松岡と中和には公衆トイレと東屋（あずまや）が設置されております。

料 金	
1 区画	5,000 円

来歴・施設概要 松岡墓地 明治 39 年 敷地面積 24,400 ㎡
 中和墓地 明治 40 年 敷地面積 24,598 ㎡
 西和墓地 明治 39 年 敷地面積 8,234 ㎡
 東和墓地 昭和 6 年 敷地面積 6,400 ㎡

リサイクルセンター

(所在地：和寒町字東丘)



容器包装プラスチックや、缶、ビン、ダンボールなどの一般廃棄物の減量化及び再生資源の利用促進と遊休品のリサイクルを促進することを目的として設置されている施設です。

施設は主にリサイクル資源の回収や保管、仕分けなどを行うリサイクルセンターと、遊休品などを保管しておく遊休品保管庫、収集した資源を一時的に保管しておくストックヤードで構成されています。施設の設置により住民の資源リサイクルへの意識が向上し、町内で発生する資源を有効に活用しています。また、10月にはリサイクル祭を開催し、廃油を使った石鹸の販売やリサイクル品の展示等を行い、資源を無駄なく利用するための啓発活動にも取り組んでいます。



ストックヤード

施設概要	リサイクルセンター	鉄骨造平屋建	194.40 m ²
	遊休品保管庫	鉄骨造平屋建	194.40 m ²
	ストックヤード	鉄骨造平屋建	116.64 m ²
来歴	リサイクルセンター	平成7年開設	
	遊休品保管庫	平成11年開設	
	ストックヤード	平成13年開設	
利用時間	月曜～金曜、第4日曜日 午前9時～午後4時 粗大ゴミの直接搬入については4月～11月まで受け入れ		
休館日	土、日（第4日曜日は除く）		

一般廃棄物最終埋立処分場

(所在地 和寒町字西和)



平成 12 年に和寒町一般廃棄物焼却処理施設（旧三和焼却場）に変わる施設として一般廃棄物最終埋立処分場が設置されました。

これまでの焼却による処分方法から埋め立てによる処分方法への移行が完了しました。町内の仕分け項目でいくと「埋立ごみ」に分類されるごみがここに搬入され処分を行っています。

施設概要	整備面積	14,570 m ²		
	埋立面積	6,650 m ²	埋立容積	29,420 m ³
	調整池	1,387 m ³		
	管理計量棟	鉄骨造平屋建	153 m ²	
	格納庫	鉄骨造平屋建	135 m ²	
	浸出水処理施設	162 m ²	処理能力	17 m ³ /日
来歴	平成 12 年建設			

生ごみ処理場

(所在地 和寒町字東和)



平成 14 年に剣淵町、士別市（旧朝日町）、和寒町の 3 自治体で広域的に家庭や事業所から出るごみを処分するために設置された施設です。受け入れられた生ごみは破碎処理され、アースラブ菌やオガクズと混練した後、2 週間程度熟成することで分解されます。

平成 25 年 4 月から剣淵・和寒 2 自治体での広域処理となりました。

施設概要	鉄骨造平屋建	992 m ²		
	処理能力	900t/年		
	周辺舗装	1,710 m ²		
来歴	平成 14 年建設			

和寒・剣淵広域有害鳥獣焼却施設

(所在地 和寒町字東和)



近年被害が増加傾向にあるエゾシカの農産物食害被害に対応する施設として、剣淵町・和寒町の2自治体で設置した有害鳥獣の焼却施設です。この施設の設置に伴い有害鳥獣の駆除が促進され、農業被害の減少に大きな期待が寄せられています。

施設概要	焼却施設	鉄骨造平屋建	66.0 m ²
	事務所	プレハブ造平屋建	6.5 m ²
	冷蔵設備	13.75 m ³	
	処理能力	100kg/h	
来歴	平成24年度開設		

和寒地区簡易水道事業（東丘浄水場・三和浄水場）



●東丘浄水場（旧和寒地区簡易水道事業）

昭和37年5月に給水人口3,500人、一日最大給水量525m³/日で創設されその後、4度の拡張を行い、平成30年6月に新たな施設として、水道水を供給しています。

●三和浄水場（旧北原・三和地区簡易水道事業）

三和浄水場が昭和39年に開発事業により飲雑用水として設置され、その後、昭和56年1月28日（衛施第38号）に給水人口375人、一日最大給

水量330m³/日として専用水道の届出を行い、更に昭和62年に北原、菊野地区簡易水道事業に変更してきています。

●和寒地区簡易水道事業（旧和寒地区簡易水道事業、北原・三和地区簡易水道事業統合）

平成23年5月、住民に安心できる水質、安定した水道水を供給することにより住民生活に寄与するとともに、水道施設の効率的な維持管理が図られ安定した水道施設運営を行うため、和寒地区簡易水道事業、北原三和地区簡易水道事業を統合し現在に至っています。

給水区域 又は給水対象	和寒町東町、西町、北町、南町、中和、松岡、三笠、北原 及び東丘、南丘、日の出、大成、朝日、川西、三和、菊野の一部		
既認可の給水人口	3,435人	既認可の給水量	1,485 m ³ /日
浄水方法	(和寒地区) 膜ろ過	(北原、菊野地区) 緩速ろ過	

施設利用料一覧

公民館使用料

①公民館 (円)

使用区分	基本料金		暖房料	冷房料
	使用時間4時間以内	使用時間4時間を超えるとき1時間につき		
大集会室 (なごみホール)	2,000	500	左記料金の3割増	左記料金の3割増
大会議室 (さくら)	600	150		
中会議室 (もみじ)	300	70		
小会議室 (かえで)	200	50		
和室 (きり) (はぎ)	300	70		
和室 (しらかば) (ななかまど)	300	70		
和室 (すずらん) (りんどう)	300	70		
実習室	400	100		
創作室	300	70		
配膳室	400	100		
町民室	200	50		
控室	300	70		

②結婚祝賀会 (円)

主会場	夏	冬	摘要
大集会室 (なごみホール)	10,000	12,000	使用時間は6時間以内とし、6時間を超える時、1時間につき1割加算。冷暖房料を含む。

③葬儀 (円)

主会場	夏	冬	摘要
大集会室 (なごみホール)	46,000	64,000	・二日間にわたり使用する場合で、使用時間は28時間以内とする。 ・使用時間を超える場合は1時間につき1割加算。 ・冷暖房料を含む。
大会議室 (さくら)	23,000	42,000	

④備品使用料 (円)

使用区分	料金	
グランドピアノ	1回	500
音響設備	1回	1,000
特殊照明	1回	2,000

※ステージ使用料は、大集会室に含む。

交流施設「ひだまり」使用料

(円)

使用区分	基本料金		暖房料
	使用時間4時間以内	使用時間4時間を超えるとき1時間につき	
体験交流室	800	200	左記料金の3割増
ミーティングルーム	300	70	
休憩室	500	120	

②ポーチ使用料 (円)

団体	月額	2,000
個人	月額	1,000

③団体年間使用料 (円)

使用区分	回数			
	15回まで	30回まで	60回まで	61回以上
体験交流室	2,800	4,800	8,000	11,000
ミーティングルーム	900	1,500	2,500	3,500
休憩室	1,800	3,000	5,000	7,000

図書館使用料

(円)

使用区分	基本料金		冷暖房料
	使用時間4時間以内	使用時間4時間を超えるとき1時間につき	
視聴覚室	500	120	左記料金の3割増

・ 団体年間使用料 (円)

回数			
15回まで	30回まで	60回まで	61回以上
1,800	3,000	5,000	7,000

町民センター使用料

(円)

使用区分	基本料金		暖房料
	使用時間4時間以内	使用時間4時間を超えるとき1時間につき	
子供会室	500	120	左記料金の3割増
町民研修室、婦人研修室	300	70	
青年研修室、町民娯楽室			
住民相談室	200	50	
大集会室	600	150	

・ 団体年間使用料 (円)

使用区分	回数			
	15回まで	30回まで	60回まで	61回以上
子供会室・大集会室	1,800	3,000	5,000	7,000
町民研修室・婦人研修室・住民相談室・青年研修室・町民娯楽室	900	1,500	2,500	3,500

保健福祉センター使用料

(円)

使用区分	使用時間4時間以内	使用時間4時間を超えるとき 1時間につき	暖房料	冷房料
多目的ホール	500	120	左記料金の3割増	
ふれあいルーム	500	120		
健康相談室(和室)	300	70		
栄養指導室(調理室)	400	100		

・ 団体年間使用料

(円)

使用区分	回数			
	15回まで	30回まで	60回まで	61回以上
多目的ホール	1,800	3,000	5,000	7,000
ふれあいルーム	1,800	3,000	5,000	7,000
健康相談室(和室)	900	1,500	2,500	3,500
栄養指導室(調理室)	1,800	3,000	5,000	7,000

高齢者共同福祉住宅「かたくり荘」使用料

(円)

年収額による階層区分		使用料(住戸)	利用料(共用施設)
1	500,000以下	5,000	実費
2	500,001～750,000	6,000	
3	750,001～1,500,000	10,000	
4	1,500,001～2,500,000	15,000	
5	2500001以上	20,000	

総合体育館使用料

(円)

使用区分	基本料金		暖房料
	使用時間4時間以内	使用時間4時間を超えるとき 1時間につき	
一般	2,000	500	左記料金の3割増

※専用使用で、アリーナを2分の1及び4分の1の場合の使用料は、当該使用料の2分の1及び4分の1の額とする。(端数10円未満は切り捨てる。)

②その他催し物:アリーナ

(円)

使用区分	入場料	使用時間4時間以内	使用時間4時間を超えるとき 1時間につき	暖房料
営利目的外	なし	18,000	9,000	左記料金の3割増
営利目的	なし	60,000	30,000	
営利目的外	あり	48,000	24,000	
営利目的	あり	120,000	60,000	

③団体年間使用料

(円)

使用区分	回数			
	15回まで	30回まで	60回まで	61回以上
アリーナ	7,000	12,000	20,000	28,000
アリーナ2分の1	3,500	6,000	10,000	14,000
アリーナ4分の1	1,800	3,000	5,000	7,000

総合運動公園屋外体育施設使用料

(円)

使用区分	基本料金	
	使用時間4時間以内	使用時間4時間を超えるとき1時間につき
運動広場半面	600	150
テニスコート1面	300	70
町営球場	600	150
パークゴルフ場	パークゴルフクラブ1本(時間に関係なく)	
	200	
	町内者(高校生以上)	1日券
		200
	シーズン券	3,500
	町外者(高校生以上)	1日券
		300
	シーズン券	7,000

※パークゴルフ場の使用料で、シーズン券及び1日券は運動広場コース・三笠山自然公園コース共通とする。

・団体年間使用料

(円)

使用区分	回数			
	15回まで	30回まで	60回まで	61回以上
運動広場半面	1,800	3,000	5,000	7,000
運動広場全面	3,600	6,000	10,000	14,000
テニスコート1面	900	1,500	2,500	3,500
テニスコート2面	1,800	3,000	5,000	7,000
テニスコート3面	2,700	4,500	7,500	10,500
町営球場	1,800	3,000	5,000	7,000

研修館「楡」宿泊料

(円)

使用区分	宿泊研修		一般		備考
	小学生以下	中学生以上	小学生以下	中学生以上	
宿泊料	1,600	2,100	2,100	3,100	1. 宿泊のための利用時間は午後4時から翌日午前10時とする。 2. 暖房料は11月1日～4月30日までとする。 3. 食事代は含まず。
暖房料	300				

片栗庵使用料

(円)

基本料金		暖房料
使用時間4時間以内	使用時間4時間を超えるとき1時間につき	
1,000	250	左記料金の3割増

・団体年間使用料

(円)

回数			
15回まで	30回まで	60回まで	61回以上
3,500	6,000	10,000	14,000

東山スキー場リフト料金

(円)

	1回券	回数券(11回)	ナイター券	学校団体券	一般団体券	1日券	3時間券
大人	120	1,200	500	100	1,500	1,800	800
小人	90	900	300	60	1,000	1,200	600
適用方法	有効期間は、発売当日限りとする。	有効期間は、発売当日より当該1シーズン限りとする。	有効期間は、発売当日限りとする。	有効期間は、発売当日限りとし土日祝日を除くスキー授業で2時間乗り放題とする。	有効期限は、発売当日限りとし10人以上の団体とする。	有効期間は、発売当日限りとする。	有効期間は、発売当日限りとする。

(円)

		シーズン券
大人	一般	20,000
	高校生	12,000
	スキー協会員	12,000
小人		5,000
適用方法		有効期間は、発売当日より当該1シーズン限りとする。

※各団体券及び1日券は、夜間は使用できません。

小人は、中学生以下とする。

エココテージ料金(1棟あたり)

宿 泊	1泊～5泊(1泊あたり)	7,000円
	10泊まで(1泊あたり)	6,500円
	15泊まで(1泊あたり)	6,000円
	16泊以上1ヶ月まで	90,000円
時間利用	4時間以内	3,000円

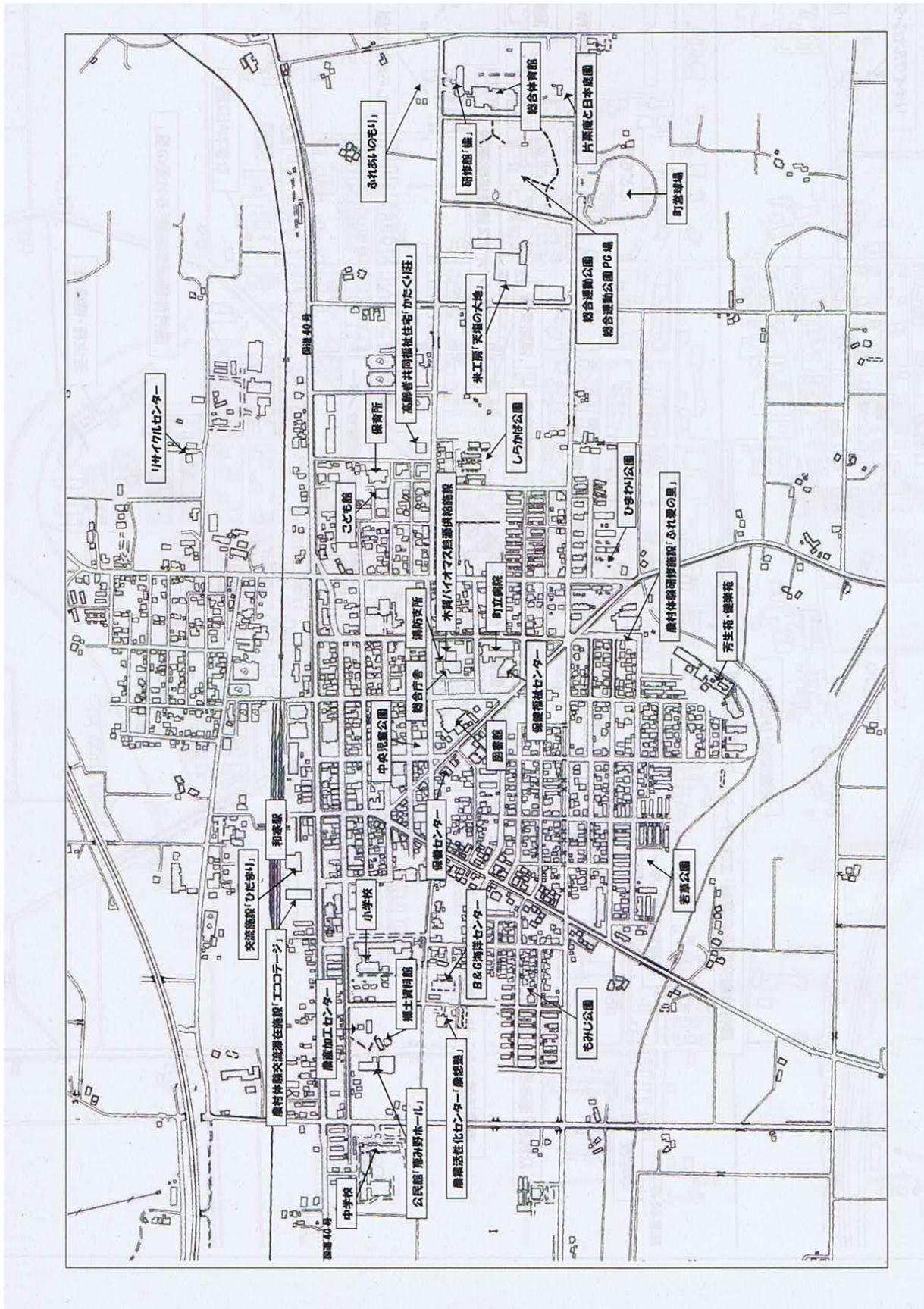
ふれあいのもり料金

利用形態	料 金	備 考
通常利用	無 料	
占用利用	1時間 500円	入場料を徴収する場合は左記の2倍
営業のための占用	1時間 1,000円	

集会施設・体育施設の使用料金に関する共通事項

- ・ 使用時間が各時間に満たない場合であっても当該時間区分どおり使用したものとみなす。
- ・ 使用のための準備・後片付け・掃除に要する時間は使用時間に含まれる。
- ・ 暖房料金徴収は11月1日～4月30日まで。(10円未満の端数は切り捨てる。)
- ・ 冷房設備のある施設では、冷房を使用した場合料金を徴収する。(10円未満の端数は切り捨てる。)
- ・ 一部の施設を除き町外者の使用は、基本及び超過料金の3倍とし、町内外者の営利を目的とする使用は5倍となります。(町民と町民以外の者が混在する団体・グループは、代表者が町民で、構成員の7割以上が町民であれば町民扱いとする。)
- ・ 団体年間使用料の対象は、代表者が町民で、構成員の7割以上を町民が占める5人以上の団体・グループが、年度当初等に策定する年間利用計画に基づいて使用する場合とする。
- ・ 団体年間使用料の1回の使用は4時間以内とし、4時間を超える場合は基本料金の1時間あたりの超過料金を徴収する。
- ・ 団体年間使用料には、冷暖房料を含む。

◇ 施設位置図（市街地区）



◇ 施設位置図（全町図）

